令和６年度税制改正の概要

名古屋国税局　個人課税課

令和６年５月

１．所得税・個人住民税の定額減税

所得税の定額減税

○ **デフレ完全脱却のための一時的な措置**として、**令和６年分所得税**の減税を実施

○ 減税額は、**納税者及び配偶者を含めた扶養家族１人につき３万円**（住民税は１万円）

○ **合計所得金額1,805万円（給与収入2,000万円相当）超の高額所得者**は、減税の**対象外**

給与所得者に対する実施

- **6月以降の源泉徴収**税額から減税
- 6月に減税しきれなかった場合には、**翌月以降の**税額から順次減税

公的年金受給者に対する実施

- 年金機構等の公的年金（老齢年金）は、**６月以降の源泉徴収**税額から減税
- 6月に減税しきれなかった場合には、**翌々月以降**の税額から順次減税

不動産所得・事業所得者等に対する実施

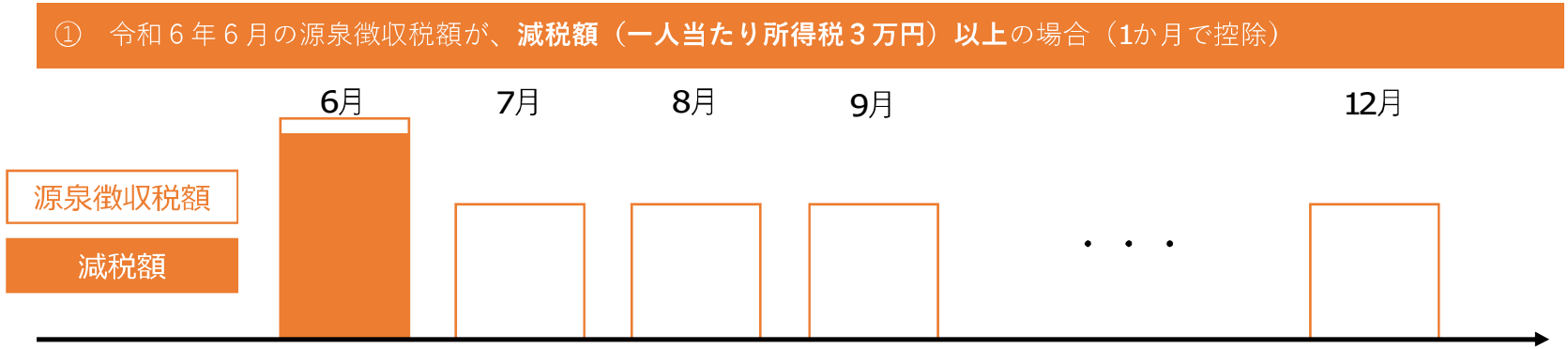
- 納税の機会に減税
 - 予定納税対象者については、**６月の第１回予定納税の通知の機会**に減税
 - それ以外の納税者は、**確定申告**で減税

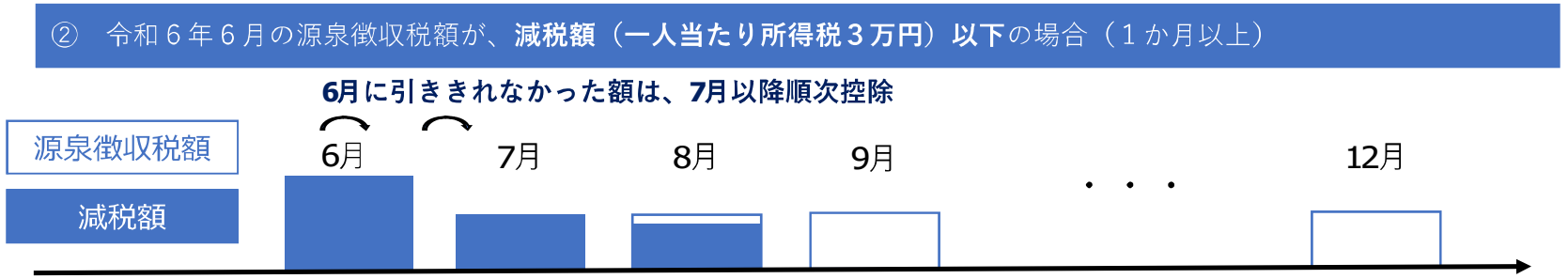
✓ 住宅ローン控除等の税額控除後の所得税額から減税を実施。

✓ 給与所得者については、減税開始前に、実務上利用可能な扶養親族等の情報に基づき、源泉徴収税額から控除する税額を決定。年末までに扶養親族等の情報に異動があった場合には、年末調整又は確定申告で調整。

減税の実施方法（給与所得者の場合）

- 賞与を含む給与収入については、主たる給与支払者の6月の源泉徴収税額から減税を実施する。





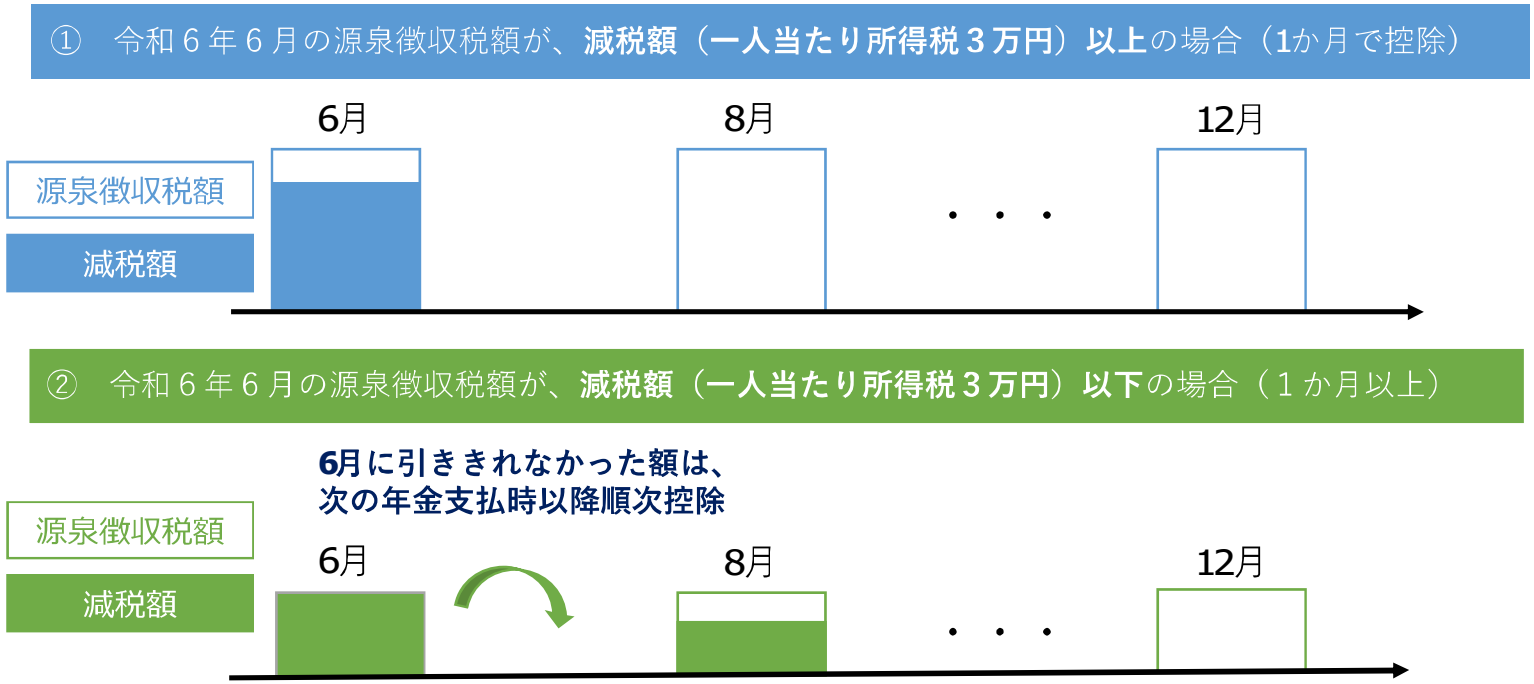
減税開始前に、実務上利用可能な扶養親族等の情報に基づき、源泉徴収税額から控除する税額を決定

年末までに扶養親族等の情報に異動があった場合には、年末調整（又は確定申告）で対応

減税の実施方法（公的年金所得者の場合）

- 日本年金機構等が支払う公的年金（老齢年金）については、原則として６月以降の支給分に係る源泉徴収税額から減税を行う。

○　公的年金所得者に係る減税の実施方法のイメージ



（注）日本年金機構等に令和５年に提出された令和６年分の扶養親族等申告書に基づき、扶養親族等分も加味した額を、６月以降に支払われる公的年金の源泉徴収税額から控除。提出後に扶養関係の異動等があった場合、確定申告にて対応。

（参考）公的年金に対する源泉徴収

- 公的年金については、年金支払者が源泉徴収を実施。
- 隔月（偶数月）の年金支給の際に、支給額から源泉徴税額を控除。

減税の実施方法（不動産所得･事業所得者等の場合）

- 原則として確定申告の機会に減税を行う。
- ただし、予定納税の対象者については、予定納税の機会を通じて減税を実施する。

○　不動産所得･事業所得者等に係る減税の実施方法

- 原則として**確定申告の機会に減税**を行う。
- そのうえで、**予定納税の対象者**については、第１回予定納税の際に以下の通り対応する。
 - 予定納税額の通知（６月）の際に、**本人分の減税額（３万円）を控除**した額を通知する。
 - 簡易な手続きによる「減額申請」により、**扶養親族分については通知税額からの控除を可能に**する。
 - **減額申請の期限（７月１５日）を７月３１日に、納付期限（７月３１日）を９月３０日に延期**する。
- 第１回予定納税で控除しきれなかった減税額は、第２回予定納税（１１月）の予定納税額から控除し、第２回予定納税に控除しきれなかった減税額は、確定申告において減税する。

（参考）予定納税制度

前年分の所得金額（事業所得、不動産所得等）や税額などをもとに計算した金額（予定納税基準額）が15万円以上になる場合、その年の所得税の一部をあらかじめ（７月、１１月）納付するという制度。予定納税による納税額は、税務署が前年の所得金額等を基に計算し、通知（６月）する。

定額減税の対象外とする高額所得者

- 合計所得金額1,805万円超（給与収入2,000万円超に相当）の者については、定額減税の対象外とする。

○ 「合計所得金額」は、収入から必要経費等（給与の場合は給与所得控除）を控除した金額。

○ 所得額による限度額を設ける場合、「合計所得金額」を判定基準とするのが一般的。

○ 給与収入額が2,000万円超（給与収入のみの場合、合計所得金額1,805万円超に相当（注））の場合には、年末調整を受けることができず、**確定申告が義務付けられている**ことから、**最終的に確定申告の機会に税額を調整**。

（注）所得金額調整控除の適用がないものとしている。

個人住民税の定額減税の概要

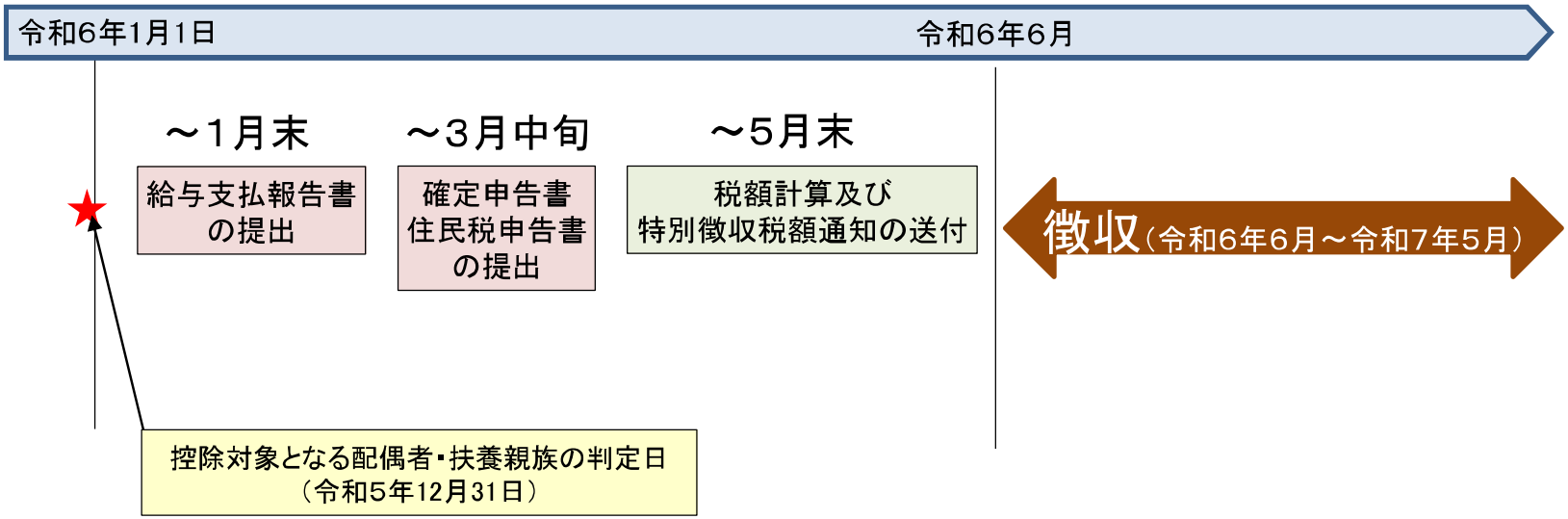
総務省資料

○　令和6年度分の個人住民税所得割の額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族１人につき、１万円の減税を行う。（納税者の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下である場合に限る。）

○　減税は、特別徴収義務者や市町村の事務負担等も考慮しながら、各徴収方法に応じて、実務上可能な限り早い機会を通じて行う。

○　定額減税による個人住民税の減収額については、全額国費で補塡する。

（例）給与所得に係る特別徴収の場合



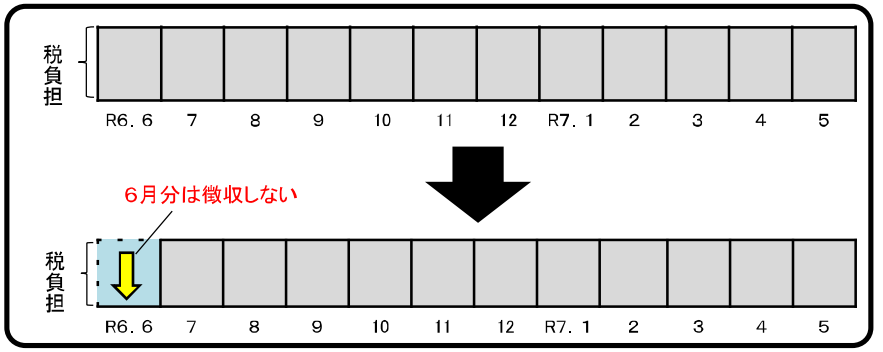
個人住民税の減税の実施方法

総務省資料

減税の実施方法（イメージ）

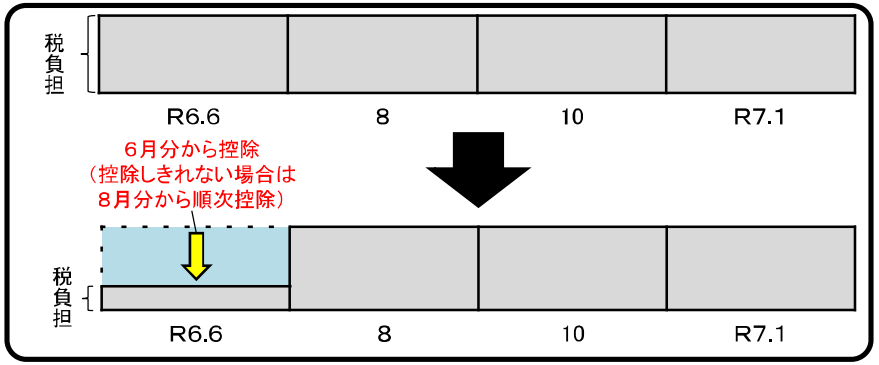
給与所得に係る特別徴収

○　令和6年6月分は徴収せず、「定額減税「後」の税額」を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均す。
【平成10年度の特別減税と同方式】



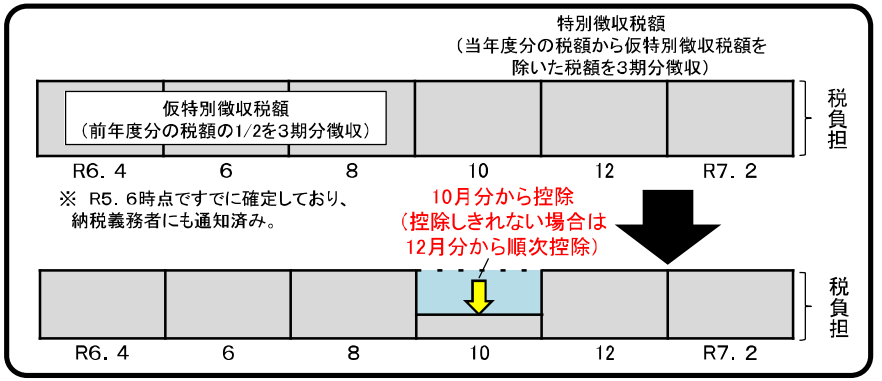
普通徴収（事業所得者等）

○　「定額減税「前」の税額」をもとに算出した第１期分（令和6年6月分）の税額から控除し、第１期分から控除しきれない場合は、第２期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除。
【平成10年度の特別減税と同方式】



公的年金等に係る所得に係る特別徴収

○　「定額減税「前」の税額」をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除。

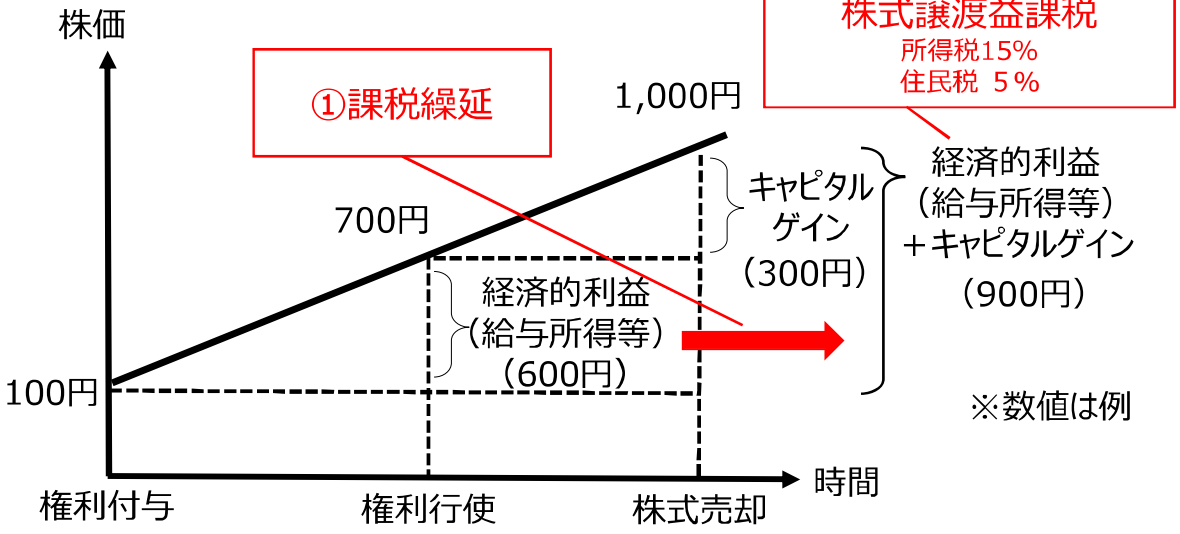


※年度の途中で徴収方法が変更される者については、地方団体及び特別徴収義務者の事務負担等を考慮しつつ、適切に減税が実施されるよう所要の措置を講ずる。

２．スタートアップ関係

適格ストックオプション税制の見直し

制度の概要



適用対象者

・ 取締役、執行役及び使用人

・ 一定の要件を満たす外部協力者
（例）国家資格保有者（弁護士等）、
上場企業の役員経験者
プログラマー・ エンジニア等

【改正後】
・国家資格保有者等に求めていた３年以上の実務経験の要件を撤廃
・非上場企業の役員経験者等を追加 等

主な適用要件

① 権利行使期間が、付与決議後２年経過日から10年経過日までであること
（※）設立後５年未満の非上場株式会社付与のストックオプションについては、付与決議後２年経過日から15年経過日まで【令和５年度改正】

② 年間権利行使価額は、1,200万円を超えないこと

【改正後】
・年間の権利行使価額の上限を最大で改正前の３倍（年間3,600万円）に引上げ
（注）⑴設立後５年未満の株式会社から付与されたものは2,400万円、⑵５年以上20年未満の株式会社のうち、非上場であるもの又は上場後５年未満であるものから付与されたものは3,600万円

③ 権利行使価額が当該権利付与の契約締結の時における株価以上の金額であること
④ 新株予約権について譲渡制限があること
⑤ 権利行使後は証券会社等による管理がなされていること 等

【改正後】
・発行会社自身による保管管理を可能とするスキームの創設

エンジェル税制・スタートアップ再投資の非課税措置の概要

投資段階の優遇措置

エンジェル税制・優遇措置①
（設立１０年未満の企業が対象）
対象企業への投資額全額を
その年の株式譲渡益から控除
※控除対象となる投資額の上限なし

選択適用

エンジェル税制・優遇措置②
（設立５年未満の企業が対象）
（対象企業への投資額－２，０００円）を
その年の総所得金額から控除
※控除対象となる投資額の上限は、
総所得金額×４０％と８００万円のいずれか低い方

※　両優遇措置により控除した額は、原則として、株式の取得価額から差し引き、株式売却時に課税（課税繰延）。

スタートアップ再投資の非課税措置（令和５年度改正）
保有する株式を売却し、スタートアップへの再投資（「自己資金による創業」や「プレシード・シード期のスタートアップへのエンジェル投資」）を行った場合、再投資分にあたる譲渡益課税を行わない（上限20億円の超過分は課税繰延）措置を創設。

○　**投資方法：**
①　直接投資
②　民法上の組合及びファンド経由の投資
③　経済産業大臣認定ファンド等経由の投資
※（認定）ファンドについては、金融資産１億円以上の投資家のみを勧誘できる。

新たに信託経由を追加等

○　**投資額：**株式の取得に際して払い込みをした額

新株予約権の権利行使による株式の取得の場合、株式の取得時に新株予約権の取得に要した費用も措置の対象に追加

譲渡段階の優遇措置

未上場スタートアップ株式の売却により損失が生じたときは、その年の他の株式譲渡益から、その損失額を控除可能。
さらに、控除しきれなかった損失額については、翌年以降３年間にわたって、繰越控除が可能。

※　スタートアップ企業が上場しないまま、破産、解散等をして株式の価値がなくなった場合にも、同様に３年間の繰越控除が可能。

３．子育て支援税制

子育て支援に関する政策税制について

○　子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保や、こどもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えており、子育て支援を進めるためには、税制においてこうしたニーズを踏まえた措置を講じていく必要がある。そうした観点から、以下の①から③について、扶養控除等の見直しと併せて行う子育て支援税制として、令和７年度税制改正において以下の方向性で検討し、結論を得る。

○　ただし、①及び②については、現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、令和６年限りの措置として先行的に対応する。

①　子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せを行う。具体的には、新築等の認定住宅については500万円、新築等のＺＥＨ水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅については1,000万円の借入限度額の上乗せ措置を講ずる。

また、子育て世帯においては、住宅取得において駅近等の利便性がより重視されること等を踏まえ、新築住宅の床面積要件について合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。

東日本大震災の被災者向け措置についても、同様に、子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額の上乗せ措置を講ずる。また、新築住宅の床面積要件を緩和する。

なお、所得税額から控除しきれない額については、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補塡する。

②　子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

既存住宅のリフォームに係る特例措置について、子育て世代の居住環境の改善の観点から、子育て世帯及び若者夫婦世帯が行う一定の子育て対応改修工事を対象に加える。

③　子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の４万円の適用限度額に対して２万円の上乗せ措置を講ずることとする。

なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、実際の適用控除額の平均が限度額を大きく下回っている実態を踏まえ、現行の12万円から変更しない。

また、一時払生命保険については、既に資産を一定程度保有している者が利用していると考えられ、万が一のリスクへの備えに対する自助努力への支援という本制度の趣旨と合致しないことから、これを控除の適用対象から除外する。

子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

〔令和６年限りの措置として先行的に対応〕

○ 現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せを行う。

○ 新築住宅の床面積要件について合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。

〔改正前（令和6年・7年入居）**〕**

新築・買取再販住宅	認定	ZEH	省エネ
借入限度額	4,500万円	3,500万円	3,000万円

〔改正後（令和6年入居に限る）〕

新築・買取再販住宅		認定	ZEH	省エネ
借入限度額	**子育て世帯等**	**5,000万円**	**4,500万円**	**4,000万円**
	それ以外	4,500万円	3,500万円	3,000万円

（注） 子育て世帯等：18歳以下の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者

床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。

※ 被災地向けの措置についても、上記同様に借入限度額の子育て世帯等への上乗せを行うほか、床面積要件の緩和を継続する。

※ 所得税額から控除しきれない額については、改正前と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補塡する。

子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

〔令和６年限りの措置として先行的に対応〕

○ 既存住宅のリフォームに係る特例措置（工事費用の相当額の10%を税額控除）について、子育て世代の居住環境の改善の観点から、子育て世帯等について、一定の子育て対応改修工事を対象に加える。

対象工事		対象工事限度額	最大控除額（対象工事）
耐震		250万円	25万円
バリアフリー		200万円	20万円
省エネ		250万円（350万円）	25万円（35万円）
三世代同居		250万円	25万円
長期優良住宅化	耐震＋省エネ＋耐久性	500万円（600万円）	50万円（60万円）
	耐震or省エネ＋耐久性	250万円（350万円）	25万円（35万円）
子育て［拡充］		250万円	25万円

※ カッコ内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合
※ 対象工事の限度額超過分及びその他増改築等工事についても一定の範囲まで5%の税額控除



〔子育て対応改修工事〕

① 住宅内における子どもの事故を防止するための工事
② 対面式キッチンへの交換工事
③ 開口部の防犯性を高める工事
④ 収納設備を増設する工事
⑤ 開口部・界壁・床の防音性を高める工事
⑥ 間取り変更工事（一定のものに限る。）

※ 子育て世帯等：18歳以下の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者
※ その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には、本特例は適用しない。

子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充（案）

〔令和7年度税制改正において検討・結論〕

○　所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠について、23歳未満の扶養親族を有する場合に、現行の４万円の適用限度額に対して２万円の上乗せを行う。
○　一時払保険料について適用から除外する適正化を実施する。

〔現行〕

新生命保険料	一般	介護医療	個人年金	合計
適用限度額	４万円	４万円	４万円	12万円

〔拡充案〕

新生命保険料		一般	介護医療	個人年金	合計
適用限度額	**子育て世帯**	**６万円**	４万円	４万円	12万円
	それ以外	４万円	4万円	4万円	12万円

（注）　子育て世帯：23歳未満の扶養親族を有する者

令和６年度税制改正の大綱（令和５年12月22日閣議決定）（抜粋）

Ⅱ　扶養控除等の見直し

児童手当については、所得制限が撤廃されるとともに、支給期間について高校生年代まで延長されることとなる。

これを踏まえ、**16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、現行の一般部分（国税38万円、地方税33万円）に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（国税25万円、地方税12万円）を復元し、高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指す**。

さらに、扶養控除の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化することで、所得税又は個人住民税におけるこれらの金額等を活用している社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないよう、当該制度等の所管府省において適切な措置を講じるとともに、独自に事業を実施している地方公共団体においても適切な措置が講じられるようにする必要がある。

具体的には、各府省庁において、今回の扶養控除の見直しにより影響を受ける所管制度等を網羅的に把握し、課税総所得金額や税額等が変化することによる各制度上の不利益が生じないよう適切な対応を行うとともに、各地方公共団体において独自に実施している事業についても同様に適切な対応を行うよう周知するなど所要の対応を行う必要がある。

扶養控除の見直しについては、令和７年度税制改正において、これらの状況等を確認することを前提に、令和６年10月からの児童手当の支給期間の延長が満年度化した後の令和８年分以降の所得税と令和９年度分以降の個人住民税の適用について結論を得る。

ひとり親控除について、とりわけ困難な境遇に置かれているひとり親の自立支援を進める観点から、対象となるひとり親の所得要件について、現行の合計所得金額500万円以下を1,000万円以下に引き上げる。

また、ひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえ、ひとり親控除の所得税の控除額について、現行の35万円を38万円に引き上げる。合わせて、個人住民税の控除額について、現行の30万円を33万円に引き上げる。

こうした見直しについて、令和８年分以降の所得税と令和９年度分以降の個人住民税の適用について扶養控除の見直しと合わせて結論を得る。

４．納税環境整備

処分通知等の電子交付の拡充

改正前

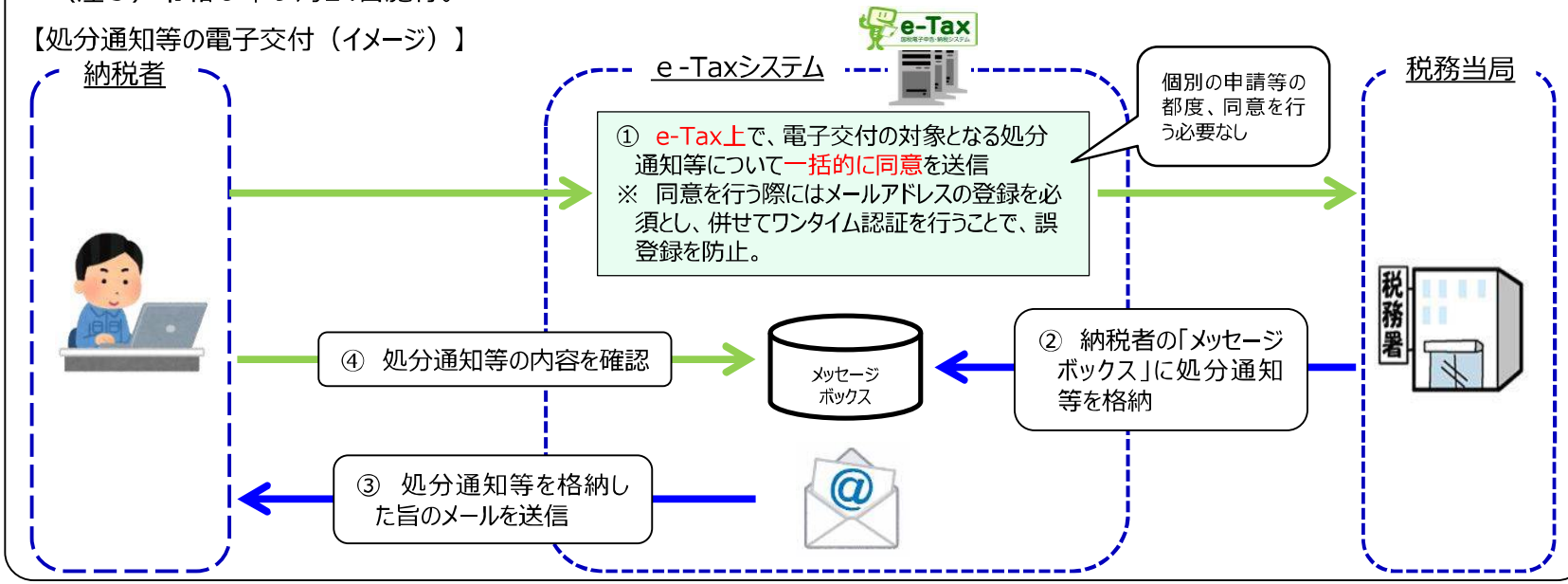
○　税務当局から納税者に対して電子交付をすることができる処分通知等は、９手続（①所得税の予定納税額通知書、②加算税の賦課決定通知書、③クラウドの認定等に係る通知、④国税還付金振込通知書、⑤消費税適格請求書発行事業者の登録に係る通知、⑥更正の請求に係る減額更正等の通知、⑦住宅ローン控除証明書、⑧納税証明書、⑨電子申請等証明書）とされている。

改正後

○　納税者の事前の同意を前提に、全ての処分通知等の電子交付をすることができることとする（改正前：９手続に限定）。
○　納税者が事前の同意を行う場合のメールアドレスの登録を必須とする（改正前：任意）。
○　電子交付の対象となる処分通知等について、事前の同意を行う方式は、e-Tax上で一括して行う方式へ変更する（改正前：個々の処分通知等ごとに同意）。

（注１）その処分通知等の性質上、電子交付に適さないものについては、運用上、電子交付しない。
（注２）納税者の見落としを防止する観点から、納税者に対して、処分通知等を格納した旨のメールを送信する。
（注３）令和８年９月24日施行。

【処分通知等の電子交付（イメージ）】



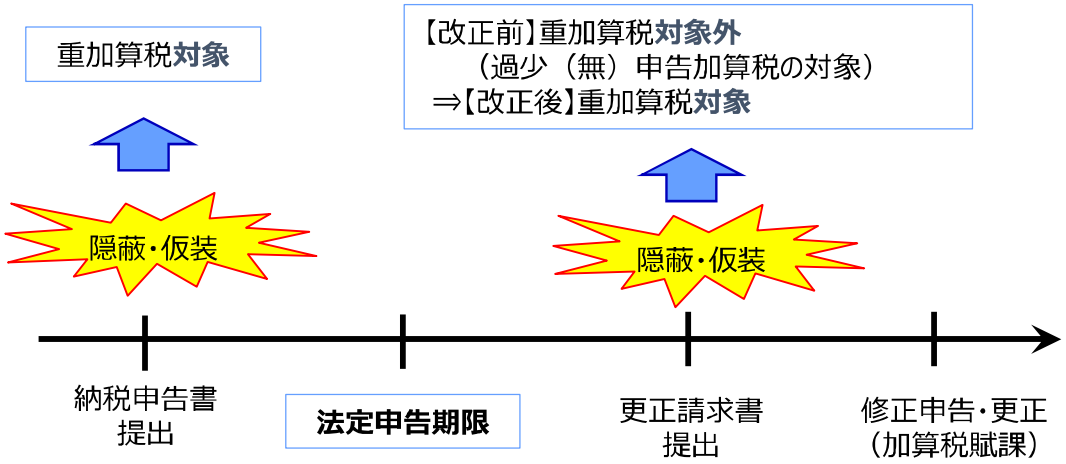
更正の請求に係る隠蔽・仮装行為に対する重加算税制度の整備

【改正前・課題等】

- 隠蔽・仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき等は、過少申告加算税（又は無申告加算税）に代え、35%（又は40%）の重加算税を賦課することとされている。
 （注）重加算税が賦課される場合については、延滞税の除算期間が適用されない（申告期限後１年以上経過後に更正等があった場合でも、１年経過した日から更正等があった日までの期間は延滞税の計算期間から控除されない）。
- 他方、申告後に隠蔽・仮装したところに基づき「更正請求書」を提出した場合であったとしても、重加算税を賦課することができない（過少申告加算税（原則15%）又は無申告加算税（原則20%）が賦課される）。
- 「納税申告書の提出（税額を確定させるための手続）」か「更正請求書の提出（税額を減額させるための手続）」といった、税務当局に対する手続の性質により、隠蔽・仮装行為が行われた場合のペナルティの水準が異なるのは、納税義務違反の発生の防止という重加算税の趣旨に照らして適切ではなく、更正の請求に係る隠蔽・仮装行為を未然に抑止する必要。

【改正後】

○ 隠蔽・仮装したところに基づき「更正請求書」を提出した場合を重加算税の賦課対象に加える。
（注１）上記の隠蔽・仮装したところに基づき「更正請求書」を提出した場合について、延滞税の除算期間が適用されないことを明確化する運用上の対応を行う。
（注２）令和７年１月１日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。



（参考１）更正の請求の処理件数と実地調査の件数の推移

（単位：千件）

事務年度	H22.7～H23.6	H30.7～H31.6	R3.7～R4.6
更正の請求処理件数	294	409	413
実地調査件数※	411	318	135

※ 実地調査件数は、更正の請求に係る実地調査以外の件数を含む。
（出所）更正の請求：国税庁実績評価書、実地調査：国税庁レポート

（参考２）平成23年12月の税制改正により更正の請求期間が５年（改正前：1年）に延長されている。

５．能登半島地震への対応

自然災害の被災者等に対する税制上の支援措置

○　被災者等に対する税制上の支援については、熊本地震等を受けたこれまでの対応により、一般措置として、基本的な対策が講じられている。

共通

・申告等の期限の延長：国税庁が地域と期日を指定等
・財産の損失を受けた場合等の納税の猶予

所得税

・予定納税の減額等
・雑損控除の３年間（５年間）繰越
・住宅等が被害を受けた場合の所得税の減免
・被災事業用資産等の損失の３年間（５年間）繰越
・住宅ローン減税の適用継続
・住宅の再取得等に係る住宅ローン控除の重複適用
・財形住宅・年金貯蓄の災害等による目的外払出しの非課税
・買換資産の取得期間等の延長の特例（法人税も同様）

法人税

・資産の損害・評価損の損金算入、10年間の繰越控除
・災害損失の繰戻しによる法人税額の還付
・仮決算の中間申告による利子・配当等の源泉所得税の還付
・被災代替資産等の特別償却（建物等）（所得税も同様）

黒：すべての災害に適用される措置
緑：被災者生活再建支援法の対象となる災害に適用される措置
赤：特定非常災害特別措置法の対象となる災害に適用される措置
紫：激甚災害法の仕組みを前提としている措置

資産税

・財産が被災した場合の相続税・贈与税の免除等
・相続時精算課税の財産が被災した場合の課税価格の特例措置
・指定地域内の土地等の評価に係る基準時の特例等
・事業承継税制の雇用確保要件の免除等
・延納・物納の申請に係る準備期間等の特例
・山林の相続税の猶予等における規模拡大要件の緩和
・住宅取得等資金の贈与税の居住要件の免除等
・被災者が取得した住宅取得等資金の贈与税の特例措置
・被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免除

消費税

・課税事業者選択届出書の提出等に係る特例
・簡易課税制度選択届出書の提出等に係る特例
・インボイス発行事業者の登録取消しの特例

その他

・特別貸付の印紙税の非課税
・建設工事の請負等の印紙税の非課税
・販売業者の保管自動車が被災した場合の自動車重量税の還付
・被災自動車に係る自動車重量税の特例還付
・被災酒類等の酒税等の控除・還付
・被災酒類の酒税の控除・還付方法の特例

能登半島地震災害の被災者に係る所得税等の特別措置

○ 能登半島地震による災害では、広範囲において生活の基礎となるような家財や生計の手段に甚大な被害が生じているとともに、発災日が１月１日であり、令和５年分所得税の課税期間に極めて近接していることなどの事情を総合的に勘案し、臨時・異例の対応として、**所得税について特別な措置を講じた**。

○ 具体的には、**今般の災害による損失について、①雑損控除、②災害減免法による減免措置、③被災事業用資産等の損失の必要経費算入において、本来の令和６年分ではなく、令和５年分に適用することを認める特例を設ける**こととし、こうした措置を通じて、**被災者の生活再建に向けた資金繰りの円滑化や負担の軽減を図る**。

※ 個人住民税についても、雑損控除等に関して所得税と同様の特別な措置を講じている。

① 雑損控除の特例

【制度概要】

- 災害等により住宅・家財等に損害を受けたときは、損失額を所得控除できる。
- その年分で控除しきれない場合は、翌年以後３年間（特定非常災害の場合は５年間）繰越が可能。

【特例措置】

今回の災害による住宅や家財等の損失額について、前年分（令和５年分）の所得から控除することを可能とする。

② 災害減免法による減免措置

【制度概要】

災害によって住宅・家財に甚大な損害（時価の1/2以上）を受けたときは、所得税の全部又は一部の減免を受けることができる（雑損控除との選択適用）。

合計所得金額	減免
500万円以下	全額免除
500万円超 750万円以下	１／２の軽減
750万円超 1,000万円以下	１／４の軽減

【特例措置】

今回の災害における災害減免法による減免措置について、前年分（令和５年分）の所得税について適用することを可能とする。

③ 被災事業用資産等の損失の必要経費算入

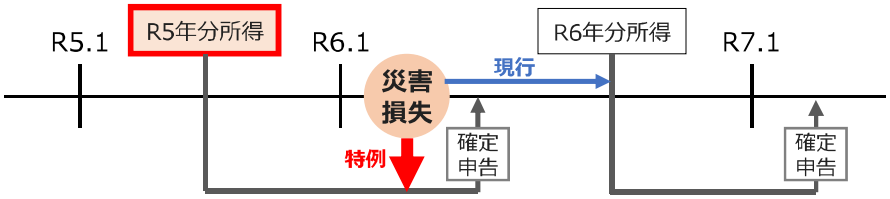
【制度概要】

- 災害による事業用資産等の損失額については、その年分の事業所得等の計算上、必要経費に算入する。
- 純損失の金額について、翌年以後３年間（特定非常災害の場合は原則５年間）繰越が可能。

【特例措置】

今回の災害による事業用資産等の損失額について、前年分（令和５年分）の事業所得等の計算上、必要経費に算入することを可能とする。

【イメージ】



- 暦年課税が原則の所得税では、R6.1.1に発生した災害の損失は、本来、令和6年分の所得税の計算に反映される（確定申告は１年後のR7.2～R7.3）。
- 特例により令和5年分所得税への適用を認めることで、税額の軽減や還付が実質的に１年早く受けられる。

※ 特例を適用しない確定申告書を提出し、申告期限を徒過した後でも、更正の請求等により特例を適用できることとする。（申告期限内であれば訂正申告により適用を受けることが可能。）

令和６年能登半島地震により被害を受けられた方へ
（所得税及び復興特別所得税関係）

	税制上の措置	概　要
１	**申告・納付等の期限延長**	申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。
２	**所得税等の軽減又は免除**	住宅や家財などに損害を受けた方は、所得税等の軽減又は免除を受けることができます。
３	**源泉所得税等の徴収猶予・還付**	上記２に該当する方は、給与・公的年金・報酬料金に係る源泉所得税等の徴収猶予や還付を受けることができます。
４	**住宅借入金等特別控除等の特例**	居住の用に供することができなくなった住宅用家屋についても、引き続き、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
５	**財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等の非課税**	一定の被害を受けたことなどにより、払出しを受ける方は、その払出しに係る利子等は課税されません。
６	**予定納税額の減額**	所轄税務署から予定納税額を通知された方は、予定納税額の減額を申請することができます。
７	**納税の猶予**	財産に相当な損失を受けた方や国税を一時に納付することが困難な方は、納税の猶予を受けることができます。

【所得税以外の税制上の措置】

自動車が廃車となった場合の**自動車重量税の還付**	『令和６年能登半島地震により自動車に被害を受けられた方へ（自動車重量税関係）』をご参照ください。
被害を受けた方が作成する「**消費貸借契約書**」（金銭借用証書）、「**不動産譲渡契約書**」、「**建設工事請負契約書**」の**印紙税**の**非課税**	『令和６年能登半島地震により被害を受けられた方が作成する契約書等に係る印紙税の非課税措置について』をご参照ください。

１．申告・納付等の期限延長

能登半島地震により申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。

これには、**地域指定による延長**と**個別の申請による延長**があります。

①　地域指定による延長

石川県、富山県に納税地を有する方は、令和６年１月1日以降に到来する全ての国税の申告・納付等の期限が延長されています（お手続きは必要ありません。）。

なお、延長後の期限は、別途国税庁ホームページ等でお知らせします。

（注）　令和５年分の所得税等、個人事業者の消費税及び地方消費税などの申告・納付期限が延長されています。

②　個別の申請による延長

上記①以外の地域に納税地を有する方についても、**「災害による申告、納付等の期限延長申請書」**を税務署に提出することにより、災害がやんだ日（注）から２か月以内の範囲で申告・納付等の期限が延長されます。

（注）「災害がやんだ日」とは、申告・納付等をするのに差し支えないと認められる程度の状態になった日をいいます。

個別の申請による延長を受ける場合も、状況が落ち着き次第、税務署等にご相談ください。

２．所得税等の軽減又は免除

能登半島地震により住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告において①**「所得税法」**に定める雑損控除の方法、②**「災害減免法」**に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で所得税等の軽減又は免除を受けられる場合があります。

なお、能登半島地震により被害を受けた方については、令和５年分又は令和６年分のいずれかの年分を選択して、これらの軽減等の措置を受けることができます。

<table>
<tr><th></th><th>所得税法（雑損控除）</th><th>災害減免法（税金の軽減免除）</th></tr>
<tr><td>対象となる資産の範囲等</td><td>生活に通常必要な資産（注１）</td><td>住宅又は家財の損失額（注２）が、その価額の２分の１以上である場合</td></tr>
<tr><td>控除額の計算又は所得税等の軽減額</td><td>控除額は次の①と②のうち、いずれか多い方の金額です。
① 損失額（注２） － 所得金額の１０分の１
② 損失額（注２）のうち災害関連支出の金額（注３） － ５万円</td><td>軽減額等は次のとおりです。
<table>
<tr><th>その年の所得金額</th><th>所得税等の軽減額</th></tr>
<tr><td>５００万円以下</td><td>全額免除</td></tr>
<tr><td>５００万円超
７５０万円以下</td><td>２分の１の軽減</td></tr>
<tr><td>７５０万円超
１，０００万円以下</td><td>４分の１の軽減</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

（注）１　棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象にはなりません。
なお、生活に通常必要でない資産とは、別荘等の主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産や競走馬、１個又は１組の価額が３０万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいいます。
２　資産に生じた損害金額から保険金などによって補てんされる金額を差し引いた後の金額をいいます。
３　「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅や家財などの取壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用をいいます。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法（税金の軽減免除）
参考事項	• その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後５年間に繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます。 この繰越しをするには、損失が生じた年分以後連続して確定申告書を提出する必要があります。 • 災害関連支出の金額に係る領収証は、申告書に添付するか、申告書を提出する際に提示する必要があります（注４）。 • 災害関連支出のうち、災害により生じた土砂などを除去するための支出、住宅や家財などの原状回復のための支出（資産が受けた損害部分を除きます。）、住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための支出については、災害のやんだ日から３年以内に支出したものが対象となります。	• 原則として損害を受けた年分の所得金額が、１,０００万円以下の方に限ります。 • 減免を受けた年の翌年分以降は、減免は受けられません。

（注）４　e-Taxを利用して確定申告書を提出する場合において、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます（原則として法定申告期限から５年間、その入力内容の確認のため、税務署等からこれらの書類の提出又は提示を求める場合があります。）。

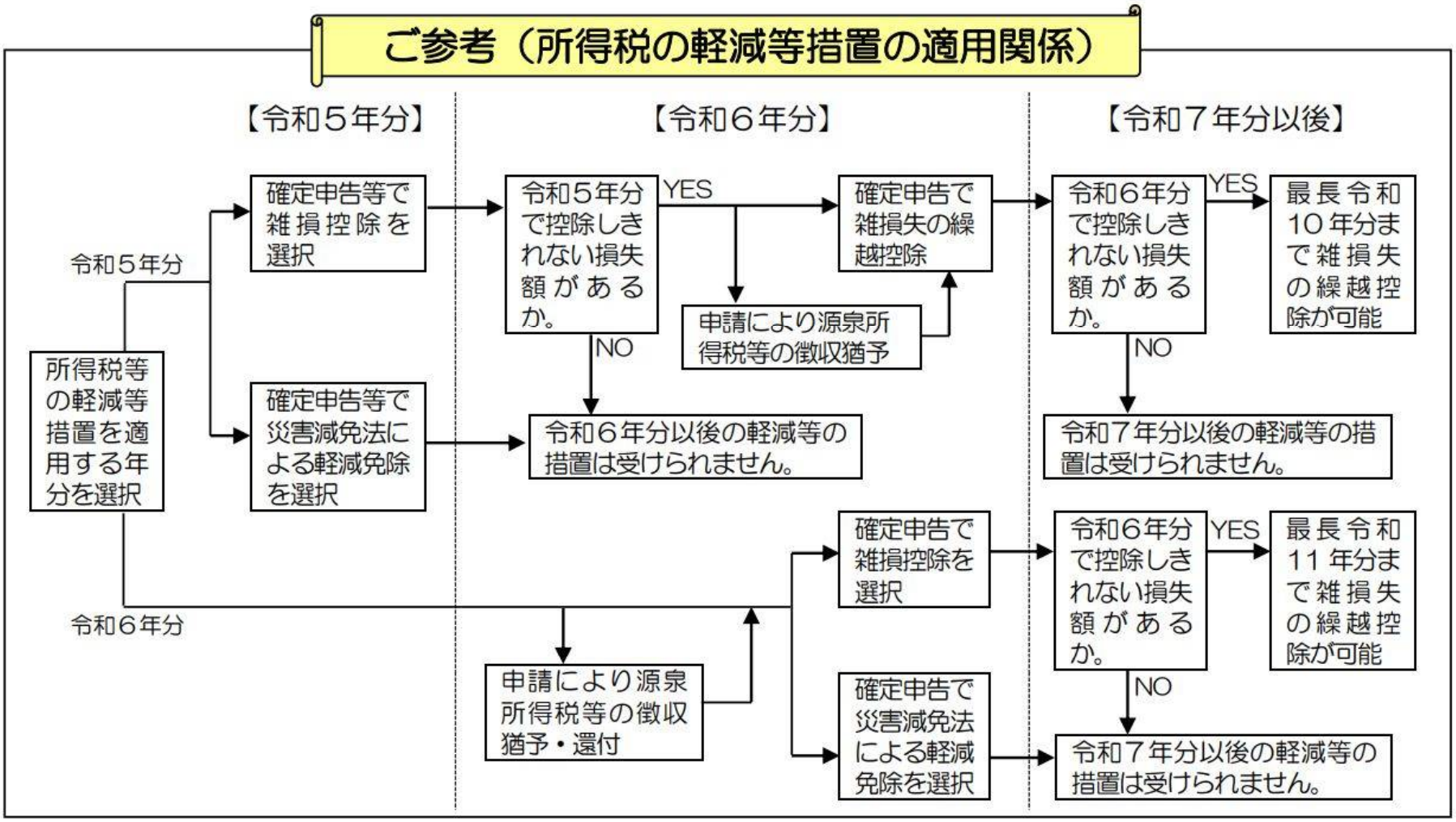
雑損控除の計算において、住宅や家財、車両について個々に損失額を計算することが困難な場合には、「損失額の合理的な計算方法」（１４ページ～）により計算することができます。

お手続きの方法

所得税等を軽減免除する年分	令和５年分の確定申告の有無	お手続き	ご用意いただく書類など
令和５年分	確定申告を済ませていない	令和５年分の確定申告	①被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの ②被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用などの分かるもの ③被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額が分かるもの ④市区町村から交付された「り災証明書」 ⑤令和５年分の所得金額や所得控除額の分かる書類（源泉徴収票や社会保険料控除証明書等）
	確定申告を済ませている	令和５年分の更正の請求（注１）	上記①から④までの書類のほか、 令和５年分の確定申告書の控え（e-Taxメッセージボックスの受信通知からダウンロードしたＰＤＦファイル等）
令和６年分	令和６年分の確定申告		上記①から④までの書類のほか、 令和６年分の所得金額や所得控除額の分かる書類（源泉徴収票や社会保険料控除証明書等）

（注）1　令和５年分の確定申告を済ませている方であっても、申告期限内であれば、追加のお手続きなく改めて申告書の提出が可能です。
2　被災されて上記の書類などをお持ちでない方は税務署にご相談ください。
3　上記のお手続きには、それぞれ期限があります。

ご参考（所得税の軽減等措置の適用関係）



３．源泉所得税等の徴収猶予・還付

能登半島地震により住宅や家財などに損害を受けた方で、雑損控除（４ページの「２．所得税等の軽減又は免除」をご参照ください。）の適用を受けようとする方又は住宅や家財の損害の割合が５０％以上であり令和６年分の所得金額が１,０００万円以下になると見込まれる方は、申請に基づき、令和６年中に支払を受ける給与等・公的年金等・報酬料金について、**源泉所得税等の徴収猶予や既に徴収された源泉所得税等の還付**を受けることができます。

ただし、能登半島地震による損害につき、令和５年分の雑損控除の適用を受けた方で繰り越される雑損失がない方又は令和５年分の災害減免法による所得税等の軽減免除の適用を受けた方は、源泉所得税等の徴収猶予や還付は受けられません。

（注）　源泉所得税等の徴収猶予や還付を受けた方は、年末調整の対象とならないため、確定申告で雑損控除や災害減免法による所得税等の軽減免除の適用を受けることにより精算することになります。

４．住宅借入金等特別控除等の特例

１　適用期間の特例

能登半島地震によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった住宅用家屋（以下「従前家屋」といいます。）については、居住の用に供することができなくなった年以後の残りの適用年においても、引き続き、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

適用期間の特例を受けるためのお手続きは、通常の確定申告又は年末調整と同じです。

新たに取得等をした住宅用家屋について住宅借入金等特別控除等の適用を受ける（注）など一定の場合には、適用期間の特例の適用を受けることはできません。

（注）　以下「２　重複適用の特例」の適用を受けることができる被災者生活再建支援法の対象となる再建支援法適用者は除きます。

２　重複適用の特例

被災者生活再建支援法が適用された市区町村（注）の区域内に所在する住宅用家屋を、その災害により居住の用に供することができなくなった場合には、その従前家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除と、新たに住宅用家屋の再取得等をした場合の住宅借入金等特別控除又は認定住宅等新築等特別税額控除を、重複して適用することができます。

重複適用の特例を受けるためには、従前家屋及び新たに再取得等をした住宅用家屋について、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けるために必要な書類のほか、被災の事実等を明らかにする次の書類を確定申告書に添付する必要があります。

- 従前家屋の被害の状況等を証する書類（り災証明書）（写し可）
- 従前家屋の登記事項証明書（滅失した住宅については閉鎖登記記録に係る登記事項証明書）（原本）

（注）　石川県内全域、富山県内全域、新潟県新潟市が対象となります。（令和６年２月２日現在）

５．財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等の非課税

能登半島地震で一定の被害を受けたことなどにより、勤労者財産形成住宅貯蓄又は勤労者財産形成年金貯蓄の払出しを受ける方は、住宅の取得等以外の目的で払い出す場合であっても、払出しの際、税務署に申請し発行を受けた書類を金融機関に提出することで、これらの貯蓄の利子等については課税されません。

６．予定納税額の減額

所轄税務署から予定納税額を通知された方で、能登半島地震により住宅や家財などに損害を受け、令和６年６月３０日時点の所得税額と税額を見積もり、申告納税見積額が、予定納税額の通知書に記載された予定納税基準額に満たないと見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。予定納税額の減額を申請する方は、「**予定納税額の減額申請書**」を所轄税務署に提出してください。

なお、この申請書の提出期限についても、期限延長の対象となります（３ページの「１．申告・納付等の期限延長」をご参照ください。）。

７．納税の猶予

能登半島地震により財産に相当な損失を受けた方や国税を一時に納付することが困難な方については、税務署に「**納税の猶予申請書**」を提出し、その承認を受けることにより、次の期間について**納税の猶予**を受けることができます。

１　損失を受けた日に納期限が到来していない国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
損失を受けた日以後１年以内に納付すべき国税	納期限から１年以内

（注）1　災害がやんだ日から２か月以内に申請することが必要です。
2　この猶予を受けても、なお納付することが困難と認められる国税については、以下２の猶予を受けることができます。

２　既に納期限の到来している国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
一時に納付することが困難と認められる国税	原則として１年以内

（注）1　上記猶予期間中に納付することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、さらに原則として１年以内の期間に限り、申請により猶予期間の延長を受けることができます。
2　上記のほか、国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある等の一定の事由がある場合には、原則として１年以内の期間に限り換価の猶予を受けることができます。

○　個人事業者の所得税関係

１．被災事業用資産の損失に係る取扱い

令和６年分において、事業所得者等の有する棚卸資産、事業用資産等について能登半島地震により生じた損失（以下「事業用資産の災害損失」といいます。）については、選択により、その損失額を令和５年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入することができます。

この場合において、令和４年分から青色申告をしている方は、令和５年分の所得において純損失が生じたときは、事業用資産の災害損失も含めて、令和４年分の所得に繰り戻して所得税等の還付請求をすることができます。

２．純損失の繰越控除

事業用資産の災害損失を有する方に生じた純損失の金額のうち、次に掲げるものについては、５年間繰り越すことができます。

①　保有する事業用資産等に占める事業用資産の災害損失額の割合が10分の１以上である方

イ　青色申告の場合

- 令和６年分の純損失の金額
- 令和６年分以外に生じた事業用資産の災害損失による純損失の金額

ロ　白色申告の場合

- 令和６年分の被災事業用資産の損失の金額と変動所得に係る損失の金額による純損失の金額
- 令和６年分以外に生じた事業用資産の災害損失による純損失の金額

②　上記①以外の方

事業用資産の災害損失による純損失の金額

３．被災代替資産等の特別償却

令和６年１月１日から令和１１年１月１日までの間に、

①　能登半島地震により事業の用に供することができなくなった建物、構築物、機械装置に代わるこれらの資産の取得等をして事業の用に供した場合

②　建物、構築物、機械装置の取得等をして被災区域内においてその事業の用に供した場合

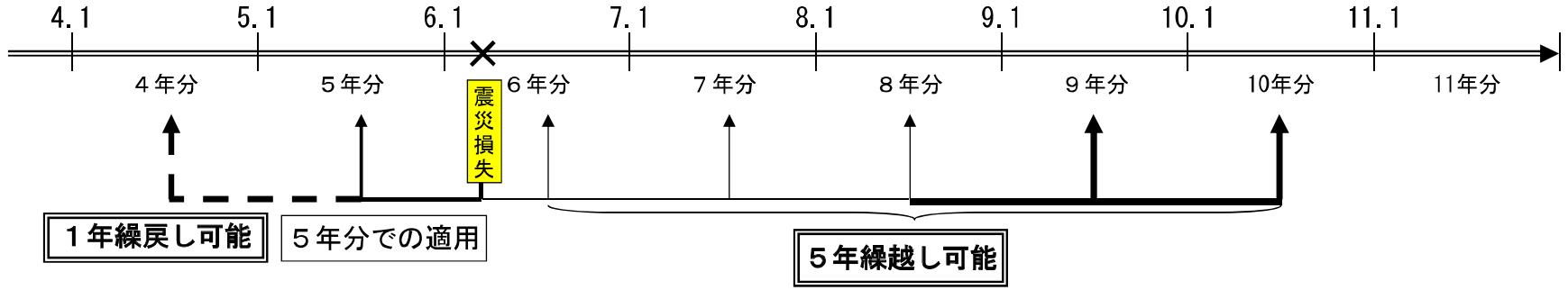
には、これらの減価償却資産の取得価額にその取得の時期等に応じた一定の償却割合を乗じた金額の特別償却ができます。

（注）　被災区域とは、能登半島地震により事業の用に供することができなくなった建物等の敷地等の区域をいいます。

能登半島震災による事業用資産の損失の繰越控除・繰戻還付の適用（イメージ）

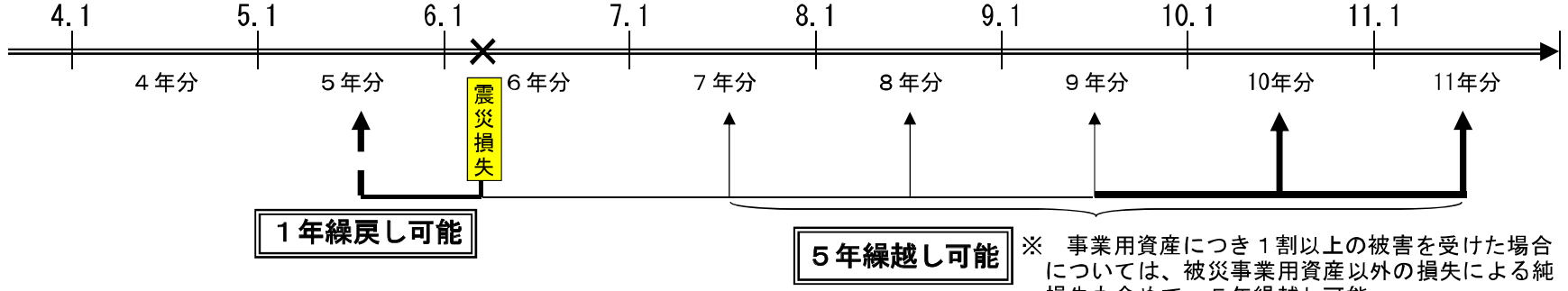
青色申告者の場合

【能登税特法第４条を適用する場合の令和５年分震災損失】



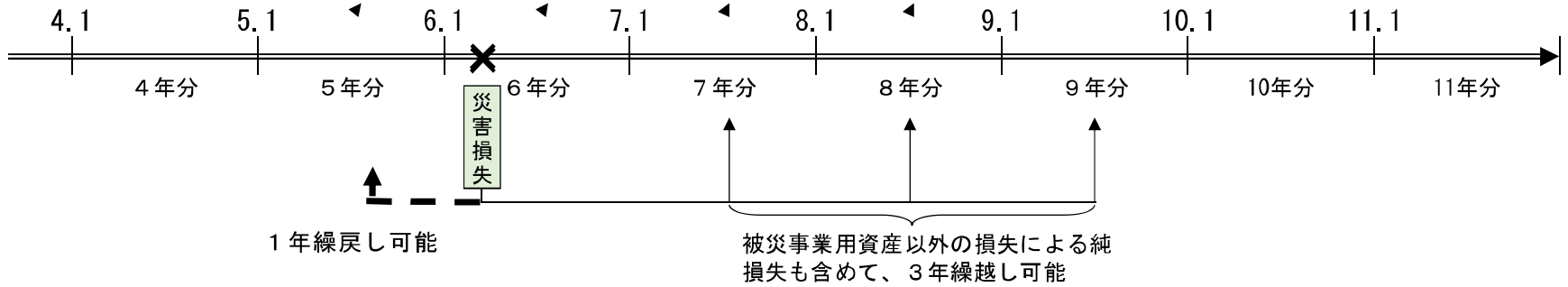
※　この場合、５年分での適用を選択した震災損失については、令和６年において生じなかったものとみなす。
なお、事業用資産につき１割以上の被害を受けた場合の令和６年分の純損失の金額については、５年（令和11年分まで）繰越し可能。

【能登税特法第４条を適用しない場合の令和６年分震災損失】



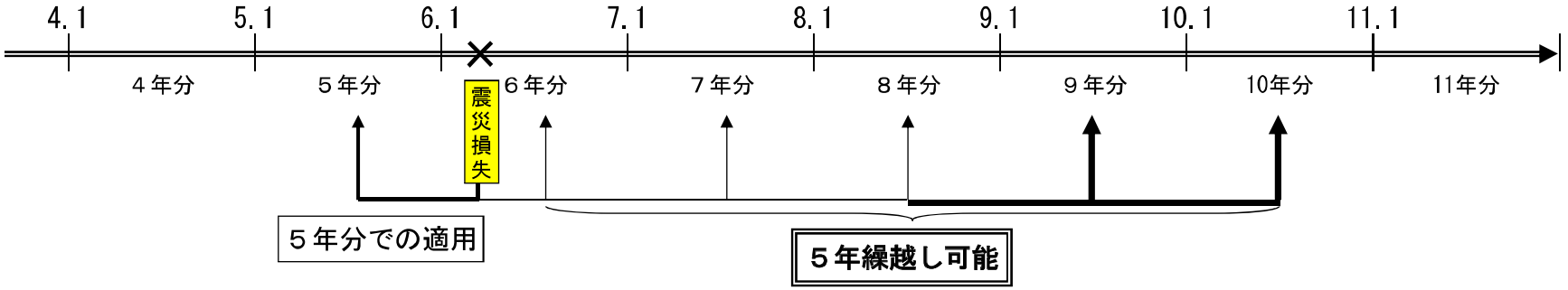
※　事業用資産につき１割以上の被害を受けた場合については、被災事業用資産以外の損失による純損失も含めて、５年繰越し可能。

※参考【特定非常災害以外の災害による損失】



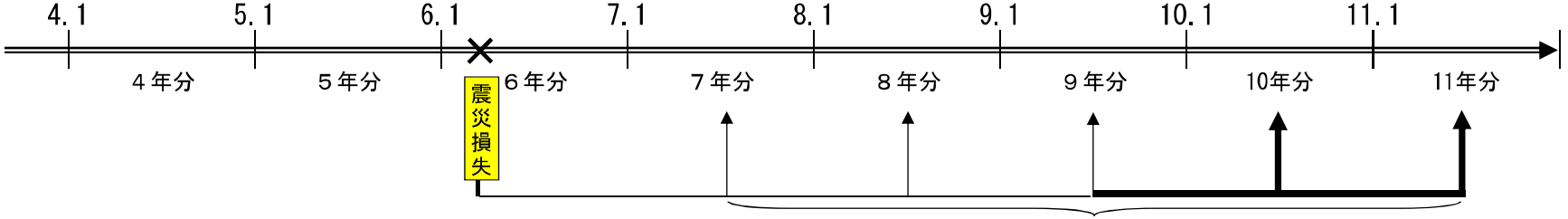
白色申告者の場合

【能登税特法第４条を適用する場合の令和５年分震災損失】



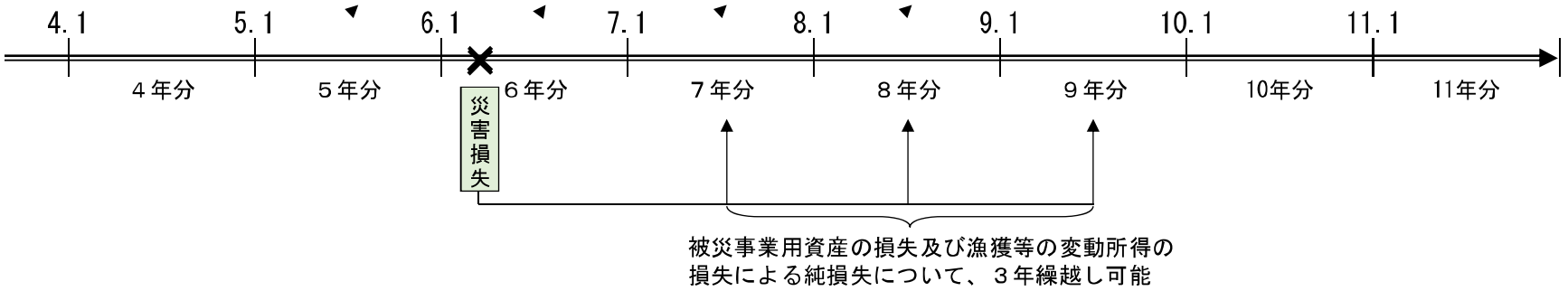
※　この場合、５年分での適用を選択した震災損失については、令和６年において生じなかったものとみなす。
　なお、事業用資産につき１割以上の被害を受けた場合の令和６年分の純損失の金額のうち災害（特定非常災害以外の他の災害も含む。）による事業用資産の損失や漁獲等の変動所得の損失による部分については、５年（令和11年分まで）繰越し可能。

【能登税特法第４条を適用しない場合の令和６年分震災損失】



※　事業用資産につき１割以上の被害を受けた場合については、他の災害による事業用資産の損失や漁獲等の変動所得の損失による純損失も含めて、５年繰越し可能。

※参考【特定非常災害以外の災害による損失】



令和６年能登半島地震により被害を受けられた方へ
（雑損控除における「損失額の合理的な計算方法」）

雑損控除の適用において、令和６年能登半島地震により被害を受けた住宅や家財、車両の損失額は、その損失の生じた時の直前におけるその資産の価額を基として計算することとされていますが、①住宅の主要構造部に損壊がある場合で、かつ、②損害を受けた資産について個々に損失額を計算することが困難な場合には、次の方法により計算して差し支えありません。

１．住宅に対する損失額の計算

①　取得価額が明らかな場合

損失額（注１、２）　＝（住宅の取得価額　－　減価償却費（注３））×　被害割合（注４）

（注）１　保険金、共済金、損害賠償金などで補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引いた後の金額が損失額となります。ただし、被災者生活再建支援法に基づくものは除きます（以下同じです。）。
２　損失額には、損害を受けた住宅等の原状回復費用（修繕費）が含まれます（以下同じです。）。
３　減価償却費の計算は、次のとおりです（以下同じです。）。

減価償却費 ＝ 住宅の取得価額 × 0.9 × 償却率 × 経過年数（※１年未満の端数は、６月以上は１年、６月未満は切り捨てます。）

償却率は裏面の**参考「住宅・自動車の償却率（旧定額法）」**をご覧ください。
4　被害割合については、被害状況に応じて、１８ページの**別表３「被害割合表」**により求めた被害割合とします（以下同じです。）。

②　取得価額が明らかでない場合

損失額　＝〔（１㎡当たりの工事費用　×　総床面積）－　減価償却費〕×　被害割合

（注）　令和５年分の１㎡当たりの工事費用は、１７ページの**別表１「地域別・構造別の工事費用表（１㎡当たり、単位：千円）」**をご覧ください。なお、令和６年分用が公開されるまでの間、令和５年分用を用いて計算して差し支えありません。

２．家財に対する損失額の計算（生活に通常必要な動産で、車両を除きます。）

① 取得価額が明らかな場合

損失額 ＝（取得価額 － 減価償却費）× 被害割合

② 取得価額が明らかでない場合

損失額 ＝ 家族構成別家財評価額 × 被害割合

（注） 家族構成別家庭用財産評価額は、１７ページの**別表２「家族構成別家財評価額」**をご覧ください。

３．車両に対する損失額の計算

損失額 ＝（取得価額 － 減価償却費）× 被害割合

（注） 車両については、生活に通常必要な資産と認められる場合に、雑損控除の対象となります。
なお、生活に通常必要であるかどうかについては、自己又は自己と生計をーにする配偶者その他の親族が、専ら通勤に使用しているなど、車両の保有目的、使用状況等を総合勘案して判断することになります。

別表１　地域別・構造別の工事費用表（１㎡当たり、単位：千円）

	木造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
全国平均（注１）	177	265	278	272
石川	189	291	326	290
富山	190	265	332	272
福井	187	385	368	276
新潟	193	265	278	354

（注）１．該当する都道府県の工事費用が全国平均を下回る場合は、全国平均の工事費用を用いています。
２．この他の都道府県については、『災害により被害を受けられた方へ（所得税及び復興特別所得税関係）』をご参照ください。
３．令和６年分用については、別途国税庁ホームページ等でお知らせします。

別表２　家族構成別家財評価額

世帯主の年齢	夫　婦	独　身
歳	万円	万円
～ 29	500	300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

（注）大人（年齢18歳以上）１名につき130万円を、子供（年齢18歳未満）１名につき80万円を加算します。

別表３　被害割合表

区分	被害区分		被害割合 住宅	被害割合 家財	摘要
損壊	全壊・流出・埋没・倒壊		％	％	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合をいいます。
	（倒壊に準ずるものを含む）		100	100	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50％以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の70％以上である場合をいいます。
	半壊		50	50	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20％以上50％未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の20％以上70％未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合をいいます。
	一部破損		5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合をいいます。
浸水	床上1.5m以上	平屋	80（65）	100（100）	・海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかっこ書の割合を使用します。 なお、長期浸水（24時間以上）の場合には、各割合に15％を加算した割合を使用します。 ・床上とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 ・二階建以上とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。
		二階建以上	55（40）	85（70）	
	床上1m以上1.5m未満	平屋	75（60）	100（100）	
		二階建以上	50（35）	85（70）	
	床上50cm以上1m未満	平屋	60（45）	90（75）	
		二階建以上	45（30）	70（55）	
	床上50cm未満	平屋	40（25）	55（40）	
		二階建以上	35（20）	40（25）	
	床下		15（0）	—	

（注）車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、津波による流出で「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合100％とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

（能登半島震災の被災者に係る税制上の特例措置）

令和６年能登半島地震災害（以下Ⅰにおいて「能登半島震災」といいます。）の被災者等の負担の軽減を図る等のため、所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の特例を定めた「令和六年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律（令和６年法律第１号）」が令和６年２月21日に公布・施行されました（能登税特法１、２）。

（注）「令和６年能登半島地震災害」とは、令和６年１月１日に発生した令和６年能登半島地震による災害をいいます（能登税特法２①）。

この能登税特法及び所得税法等の規定に基づき、所得税関係では次の特例が適用されます（※）。

（※）能登半島震災は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第２条第１項の規定により特定非常災害として指定されています（以下、同項の規定により指定された特定非常災害を単に「特定非常災害」といいます。）ので、特定非常災害に係る所得税法及び租税特別措置法の特例規定の適用があります。

⑴　雑損控除の特例

イ　概要

住宅や家財などについて能登半島震災により生じた損失の金額について、納税者の選択により、令和５年において生じた損失の金額として、令和５年分の所得税において雑損控除の規定を適用することができることとされました（能登税特法３、所法72）。

（注１）　損失の金額には、能登半島震災に関連して支出したやむを得ない支出を含みます。また、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる金額は差し引きます。

（注２）　この特例により令和５年分の所得税において適用を受けた雑損控除に係る損失の金額は、令和６年分の所得税については、令和６年において生じなかったものとみなされます。

ロ　手続

この特例の適用を受ける場合には、令和５年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、この特例の適用を受ける旨の記載をしなければなりません。

また、この法律の施行の日（以下「施行日」といいます。）前に令和５年分の所得税につき確定申告書を提出した方は、施行日から５年間、この特例の適用を受けるための更正の請求をすることができます（能登税特法附則２）。

⑵　雑損失の繰越控除の特例

能登半島震災は、令和５年４月１日以後に発生した特定非常災害に該当するため、能登半島震災による雑損失の金額については、繰越控除の期間が５年間（通常：３年間）とされます（所法71、71の２）。

⑶　災害減免法による所得税の減免の特例

イ　概要

住宅又は家財について能登半島震災により甚大な被害を受けた方で、上記（１）の雑損控除の特例の適用を受けない場合には、その方の選択により、その被害を令和５年において受けたものとして、災害減免法の規定による税金の軽減免除の規定を適用することができることとされました（能登税特法７、災免法２）。

（注）この特例により、令和５年分の所得税において災害減免法の適用を受けたときは、令和６年分の所得税については、令和６年において能登半島震災による被害を受けなかったものとみなされます。

ロ　手続

この特例の適用を受ける場合には、令和５年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、この特例の適用を受ける旨、被害の状況及び損害金額を記載しなければなりません（能登税特令９）。

また、施行日前に令和５年分の所得税につき確定申告書を提出した方は、施行日から５年間、この特例の適用を受けるための更正の請求をすることができます（能登税特法附則２）。

⑷　被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等

イ　棚卸資産について能登半島震災により生じた損失の金額（以下「棚卸資産震災損失額」といいます。）について、納税者の選択により、令和５年において生じたものとして、令和５年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入できることとされました（能登税特法４①）（注１・２）。

ロ　不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産について、能登半島震災により生じた損失の金額（以下「固定資産震災損失額」といいます。）については、納税者の選択により、令和５年分において生じたものとして、令和５年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入することとされました（能登税特法４②、所法51①）（注２・３）。

ハ　山林について能登半島震災により生じた損失の金額（以下「山林震災損失額」といいます。）について、納税者の選択により、令和５年分において生じたものとして、令和５年分の事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入することとされました（能登税特法４③、所法51③）（注２・３）。

二　不動産所得若しくは雑所得を生ずべき業務の用に供され、又はこれらの所得の基因となる資産について能登半島震災により生じた損失の金額（以下「業務用資産震災損失額」といいます。）について、納税者の選択により、令和５年分において生じたものとして、令和５年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入することとされました（能登税特法４④、所法51④）（注２・３）。

ホ　手続

上記イからニまでの特例の適用を受ける場合には、令和５年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、この特例の適用を受ける旨及びこれらの規定により必要経費に算入される金額を記載しなければなりません（注４）。

（注１）棚卸資産震災損失額には、能登半島震災に関連して支出したやむを得ない支出を含みます。

また、棚卸資産震災損失額のうち保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる金額は令和５年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入することとされました（能登税特令４②）。

（注２）この特例により令和５年分の必要経費に算入した棚卸資産震災損失額、固定資産震災損失額、山林震災損失額及び業務用資産震災損失額は、令和６年分の所得税については、令和６年において生じなかったものとみなされます。

（注３）固定資産震災損失額、山林震災損失額及び業務用資産震災損失額には、能登半島震災に関連して支出したやむを得ない支出を含みます。

また、これらの損失額について、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引きます。

（注４）施行日前に令和５年分の所得税につき確定申告書を提出した方は、施行日から５年間、この特例の適用を受けるため更正の請求をすることができます（能登税特法附則２）。

⑸　純損失の繰戻し還付の特例

青色申告者が、能登半島震災により生じた損失の金額を、被災事業用資産の必要経費算入に関する特例（上記⑷イからハまで）を適用して、令和５年分の事業所得の金額等の計算上必要経費に算入した場合に、令和５年において純損失の金額が生じたときは、被災事業用資産の損失も含めて、令和４年分の所得への繰戻し還付ができます（能登税特法４、所法140、142）。

この特例の適用を受ける場合には、被災事業用資産の必要経費算入に関する特例の適用を受けるための確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出と同時に、繰戻し還付請求書を提出しなければなりません（能登税特令６）。

⑹　純損失の繰越控除の特例

能登半島震災は、令和５年４月１日以後に発生した特定非常災害に該当するため、下記のとおり、純損失の繰越控除の特例（所法70の２）の適用があります。

イ　事業資産特定災害損失額又は不動産等特定災害損失額を有する方の特定非常災害発生年（令和６年）において生じた純損失の金額のうち、次に掲げるものの繰越期間が５年間（通常：３年間）とされます（所法70、70の２）（注１）。

①　その有する事業用資産等（土地等を除きます。）のうちに、事業資産特定災害損失額又は不動産等特定災害損失額の占める割合が10％以上である方･･･次に掲げる純損失の金額

ⅰ　青色申告者･･･特定非常災害発生年分（能登半島震災の場合には、令和６年分）の純損失の金額（以下「特定非常災害発生年純損失金額」といいます。）

ⅱ　白色申告者･･･特定非常災害発生年分（能登半島震災の場合には、令和６年分）の純損失の金額のうち、次の金額の合計額に達するまでの金額（以下「特定非常災害発生年特定純損失金額」といいます。）

(a)　変動所得の計算上生じた損失の金額

(b)　被災事業用資産の損失の金額

②　①以外の方･･･被災純損失金額（注２）

（注１）「事業資産特定災害損失額」とは、その方の棚卸資産特定災害損失額及び事業所得を生ずべき事業の用に供される事業用固定資産の特定非常災害による損失の金額の合計額をいい、「不動産等特定災害損失額」とは、その者の不動産所得又は山林所得の事業の用に供される事業用固定資産の特定非常災害による損失の金額の合計額をいいます（所法70の２④二、四）。

事業用資産特定災害損失額及び不動産等特定災害損失額には、特定非常災害に関連して支出したやむを得ない支出を含みます。

また、これらの損失額について、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引きます。

（注２）「被災純損失金額」とは、その年において生じた純損失の金額のうち、被災事業用資産特定災害損失合計額に達するまでの金額をいいます（所法70の２④一）。

被災事業用資産特定災害損失合計額とは、棚卸資産特定災害損失額、固定資産特定災害損失額及び山林特定災害損失額の合計額（上記①ⅱ（a）の損失の金額に該当するものを除きます。）をいいます。

ロ　特定非常災害発生年以外の年において次のような場合に生じる被災純損失金額について、繰越期間が５年間とされます。

①　⑷イからハまでの特例を適用して令和５年において能登半島震災による損失の金額が生じたものとした場合に、令和５年において生じた被災純損失金額

②　特定非常災害発生年以外の年において特定非常災害に関連したやむを得ない支出をした場合に生じた損失の金額により、その年において生じた被災純損失金額

（ご参考：国税庁ホームページにおける情報の掲載について）

本日ご説明した内容は、国税庁ホームページに掲載している以下のリーフレット等でご案内しております。

1．令和６年能登半島地震により被害を受けられた方へ（所得税及び復興特別所得税関係）
2．令和６年能登半島地震により被害を受けられた個人事業者の方へ（個人事業者の所得税、消費税関係）
3．令和６年能登半島地震により被害を受けられた方へ（雑損控除における「損失額の合理的な計算方法」）
4．令和６年能登半島地震により損害を受けた場合の所得税の取扱い（情報）

上記４の「令和６年能登半島地震により損害を受けた場合の所得税の取扱い（情報）」においては、本日ご説明した以外にも、雑損控除及び災害減免法による所得税の減免に係る制度の概要及びその取扱いについて掲載しておりますので、必要に応じご参照ください。

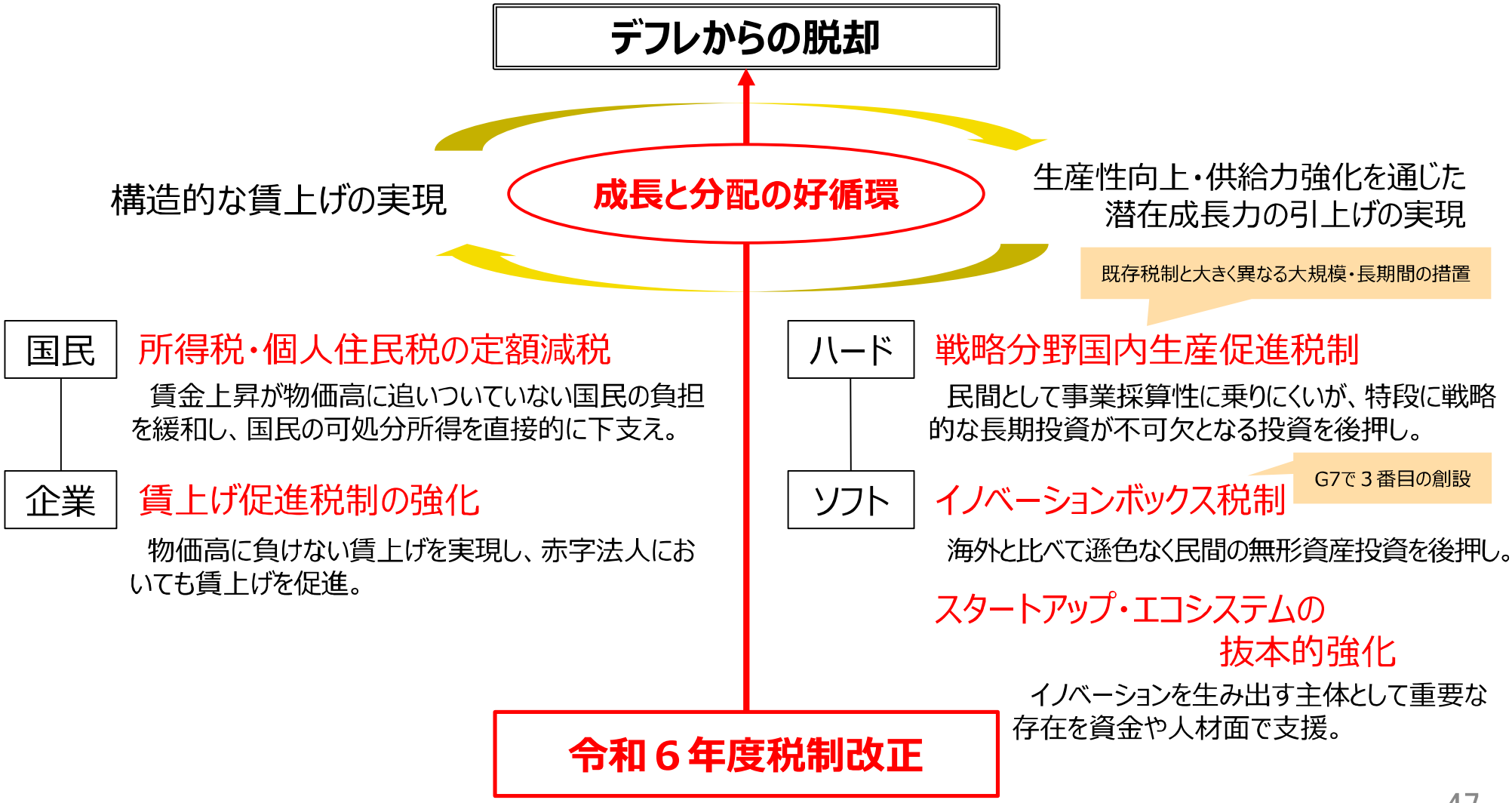
なお、国税庁ホームページにおいては、上記リーフレットのほか、能登半島地震により被害を受けた場合の税制上の措置（手続）について、以下のページでご案内しておりますので、ご参照ください。

「令和６年能登半島地震に関するお知らせ」
（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r6/noto/index.htm ）

（参考）令和６年度税制改正の全体像

令和６年度税制改正の全体像①

➢ デフレからの脱却に向けて、物価上昇を乗り越える構造的な賃上げと成長力の強化・高度化に資する投資の拡大によって、消費と投資の力強い循環につなげていくべく、所要の措置を講ずる。



令和６年度税制改正の全体像②

➢ 物価上昇を上回る賃金上昇の実現を最優先の課題としつつ、人口減少、経済のグローバル化など、国内外の経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直しを実施。

